

「岡山県医療情報技師会」会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は「岡山県医療情報技師会」（英語名称は “Okayama Healthcare Information Technologist Association” , 略称 “OHITA” ）とする。

(目的)

第2条 本会の目的は、次に掲げるものとする。

- (1) 岡山圏域の、医療情報技師をはじめとする医療情報を取り扱う者（以下、医療情報技術者）として、医療の特質をふまえ、最適な情報処理技術に基づき、医療情報を安全かつ有効に活用・提供することができる知識、技術および資質の向上を図る。
- (2) 保健医療福祉分野における情報システムの構築にあたり、現状分析に基づいて企画を提案でき、開発、導入、運用の各段階において、適切な手順を理解し、リーダーシップを発揮できる者を育成する。
- (3) 本会の活動を通じて医療情報技術者としてのスキルを向上させ、医療情報技術者の社会的認知度を高め、医療情報技術者の地位の確立と向上を図る。
- (4) 各地域の医療情報技術者団体と協調・連携し、各地域の医療情報技術者の発展に寄与する。
- (5) 会員相互の親睦を図る。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 岡山県医療情報技師会が主催する研修会の開催。
- (2) 中国医療情報技師会（以下、CHITA と称する）の運営支援。
- (3) 医療情報技師の育成支援。
- (4) 圏域外への講師および運営スタッフの派遣。
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

(事務局)

第4条 本会では、本会会長の所属施設を事務局とする。

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、次のいずれかの資格を有する者とする。

- (1) 一般社団法人 日本医療情報学会 医療情報技師認定者・上級医療情報技師認定者
- (2) 医療情報を取り扱う事を業務とする者
- (3) 医療情報について学ぶ意欲のある者

(会費等)

第6条 本会の入会金及び会費は無料とする。

(会員の権利)

第7条 会員は次の権利を有する。

- (1) 本会の事業に関する情報を受けること
- (2) 本会の事業において発表等を行うこと

(会員の義務)

第8条 会員は次の義務を負う。

- (1) 会の運営への協力。
- (2) 所属および連絡先情報の本会への提供。
- (3) 医療情報技師は上記(1), (2)に加え、医療情報技師認定番号を本会に連絡する義務を負う。
- (4) 上級医療情報技師は上記(1), (2)に加え、上級医療情報技師認定番号を本会に連絡する義務を負う。

(会員の入会)

第9条 本会への入会は、第5条に定める資格を有する者であって、本会へ届出を行い、役員会の承認をもって会員とする。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の義務に違反する行為があったとき
- (2) 会の活動を著しく妨げるような行為があったとき
- (3) 一年以上本会からの連絡が不能であるとき

(会員の退会)

第11条 退会を希望する会員は、事務局に退会届を提出しなければならない。ただし、第10条に該当するときには、第18条に定める役員会において退会を審議・確認するものとする。

第3章 役員

(役員)

第12条 本会の役員として以下の役職を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 理事
- (4) 監事

(役員職務)

第13条 会長は会を代表し、その業務を執行し、会務を統括する。

- 2 会長は役員会を招集し、議長を担当する。
- 3 副会長は会長が不在または業務を執行できないときに、会長の代理として上記2項の権限を有する。
- 4 理事は、本会の方針を検討し、会長の指示のもと会務を遂行する。
- 5 理事には会計係を置き、会計係は、本会の財務に関する実務を担当する。
- 6 監事は、本会の財務の状況を監査し、役員人会に結果を報告する。

(役員任期)

第14条 各役員には3年の任期とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(会長の選出)

第15条 会長職は1名とし、会員の総意をもって任命する。

(会長を除く役員を選出)

第16条 副会長、理事、監事は会長の推薦をもって任命する。

(役員の退任)

第17条 役員退任は会員資格を喪失した場合、および第18条に定める役員会での決定が為されたときに退任となる。

第4章 役員会

(役員会)

第18条 役員人は会員を代表して役員会を構成し、次に掲げる会務について審議し最終議決の権限を有すものとする。

- (1) 会の運営に関する事
- (2) 会員の資格に関する事
- (3) 外部団体との交渉に関する事
- (4) その他

(オブザーバー)

第19条 役員会が必要と認めたとき、助言者を指名し、役員会で発言を求めることができる。

- 2 役員会が必要と認めたとき、本会に参与を置くことができ、本会に対する意見を求めることができる。

第5章 実行委員

(実行委員)

第20条 本会に若干名の実行委員を置くことができる。

- 2 実行委員は研修会の開催にあたり企画運営を行う。

(実行委員の選出)

第21条 実行委員は研修会開催ごとに会員の中から、役員会が選出する。

第6章 研修会

(研修会の開催)

第22条 研修会は1年に2回程度開催する。

(研修会の詳細)

第23条 研修会の場所、内容、講師等は実行委員で協議を行い決定する。

(参加費)

第24条 研修会を開催する際に、会場費等別途費用が見込まれる場合は、参加者から参加費を徴収し費用に充てることができる。

(研修会の参加資格)

第25条 研修会への参加は、会員以外の者の参加も認める。

第7章 会計

(会計処理)

第26条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日迄とする。

(会計監査)

第27条 会計係は年1回会計報告書を作成し、監事の監査を経て役員会の了承を得なければならない。

第8章 会則の変更

(会則の変更手続き)

第28条 本会則を変更しようとするときは、役員会に提案し、その議決を経なければならない。

附則

この会則は、改名前の「岡山県医療情報技術研究会会則」を引継ぎ、令和3年4月1日より施行する。